

整備項目表(建築物)

1 利用円滑化経路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
利用円滑化経路	経路 1 道等から利用居室等までの経路 2 車いす使用者用便房から利用居室等までの経路 3 車いす使用者用駐車場から利用居室等までの経路	有・無 有・無 有・無	
	階段又は段の有無*1	有・無	
	(有の場合)		
	傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の併設	有・無	
	2,000㎡未満の建築物で上下階をつなぐ階段の設置(人的補助等の手段が講じられたものに限る。)	有・無	
	出入口の構造	有効幅80cm以上(直接地上に通じる出入口は90cm以上)	cm
		戸は、自動的に開閉する構造、その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差なし	適・否
	廊下等の構造	有効幅120cm以上	cm
		末端付近と50m以内ごとに車いすが転回できる場所の設置	有・無
		戸は、自動的に開閉する構造、その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差なし	適・否
	傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の構造	有効幅120cm(階段に併設する場合90cm)以上	cm
		勾配1/12(高さ16cm以下の場合1/8)以下	1/
		高低差75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm
		縁端部への5cm以上の立ち上がり又は側壁の設置	有・無
	エレベーターの設置(用途面積2,000㎡以上の建築物(学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分を除く。))	かごは、利用居室等、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止	適・否
		かご及び昇降路の出入口の有効幅80cm以上	cm

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
	かごの奥行き135cm以上	cm	
	乗降ロビーは高低差なし、有効幅及び奥行きそれぞれ150cm以上	有効幅 cm 奥行き cm	
	かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	有・無	
	かご内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	有・無	
	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	有・無	
	かごの有効幅140cm以上	cm	
	かごは、車いすの転回に支障がない構造	適・否	
	かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認できる鏡の設置	有・無	
	かご内に、手すりの設置	有・無	
	多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターの設置（上記規定ほか）*2	有・無	
	かご内に、到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置の設置	有・無	
	かご内及び乗降ロビーの制御装置は、視覚障害者が円滑に操作できる構造	有・無	
	1 文字等の浮き彫り 2 音声による案内 3 点字及び前2号に類するもの	有・無 有・無 有・無	
	かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有・無	
	特殊な構造又は使用形態の昇降機の設置	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの	適・否
エレベーター	かごの有効幅70cm以上かつ奥行き120cm以上	有効幅 cm 奥行き cm	
	車いす使用者がかご内で方向を変更する場合、かごの有効幅及び奥行きを十分に確保	適・否	

整備項目	整備基準		整備状況	摘要	
	エレベーター	平成12年建設省告示第1417号第1 ただし書に規定するもの	適・否		
	敷地内の通路*3	幅員120cm以上	cm		
		50m以内ごとに車いすが転回できる場所の設置	有・無		
		戸は、自動的に開閉する構造、その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差なし	適・否		
		傾斜路の構造	幅員120cm（段を併設する場合90cm）以上	cm	
			勾配1／12（高さ16cm以下の場合 は1／8）以下	1／	
			高低差75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm	
	縁端部への5cm以上立ち上がり又は側壁の設置		有・無		

注 *1 整備基準については、階段にあっては学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分にあるものを除く。

*2 整備基準については、自動車の駐車のために供する施設に設けるものを除く。

*3 整備基準については、地形の特殊性がある場合は1の経路は車寄せから利用居室等までに限る。

2 廊下等

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
廊下等	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	階段又は傾斜路の上端に近接する部分（多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等の敷設（勾配1／20以下のもの又は高さ16cm以下で勾配1／12以下のものを除く。）*	有・無	

注 * 整備基準については、学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分並びに自動車の駐車のために供する施設にあるものを除く。

3 階段

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる主たる階段	手すりの設置	有・無	
	回り階段でないこと	適・否	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造の段	適・否	
	側面が壁でない場合の立ち上がりの設置	有・無	
	上端に近接する踊場の部分（多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）への点状ブロック等の敷設（段がある部分と連続した手すりを設けるものを除く。）*	有・無	

注 * 整備基準については、学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分並びに自動車の駐車のために供する施設にあるものを除く。

4 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	手すりの設置（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く。）	有・無	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	傾斜がある部分と踊場の部分の色が識別しやすい	適・否	
	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等の敷設（勾配1/20以下のもの、高さ16cm以下のもので勾配1/12以下のもの又は傾斜部分と連続した手すりを設けるものを除く。）*	有・無	

注 * 整備基準については、学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分並びに自動車の駐車のために供する施設にあるものを除く。

5 便所

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
便所 （1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））	車いす使用者用便房の設置	有・無	
	車いす使用者用便房の構造	便房 cm 便所 cm	
	1 便房及び便所の出入口の有効幅それぞれ80cm以上		
	2 自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の便房及び便所の出入口の戸		
	3 便房及び便所の出入口における車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造		
	4 滑りにくい材料による床面の仕上げ	適・否	
	水洗器具の設置	有・無	
水洗器具の構造	有・無 有・無 有・無		
1 車いす使用者の利用に配慮した高さで、車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置			
2 両側への手すり又はこれに類するものの設置			
3 操作が容易な水栓器具			
	便所出入口付近における車いす使用者用便房を設置している旨の見やすい表示	有・無	
男子用小便器のある便所	床置き式の小便器又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）で、かつ、両側に手すりが適切に配置されているものその他これらに類する小便器の設置（1以上）	有・無	
乳幼児用いす 乳幼児用ベッド （1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）） *1	1 乳幼児を座らせることができる設備を設置した便房（1以上）	有・無	
	2 乳幼児のおむつ替えができる設備を1以上設置した便所（おむつ替えのできる設備が他に設置される場合を除く。）	有・無	
	3 便房及び便所の出入口に乳幼児用いす又は乳幼児用ベッドの設備が設置されている旨の表示	有・無	

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
オストメイト対応 (1以上(男子用 及び女子用の区分 があるときは、そ れぞれ1以上)) *2	1 オストメイト対応の洗浄装置付汚物流し	有・無	
	2 給湯設備	有・無	
	3 衣服を掛けるための金具(2以上)	有・無	
	4 立位の状態で上半身程度を映すことのできる鏡	有・無	
	5 衣服又は器具を置くことのできる移動台又は洗面カウン ターその他これらに類する台	有・無	
	6 その他オストメイト対応設備	有・無	
	7 オストメイト対応設備を設置している旨の表示	有・無	

注 共同住宅等の共用部分以外の建築物について記入すること。

*1 整備基準については、用途面積2,000㎡以上の集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、飲食店、百貨店等(卸売市場を除く。)、劇場等、展示場、ホテル等並びに体育館、水泳場、ポーリング場その他のスポーツ施設の用途に供する建築物並びに別表第2の2の表で定める公共交通機関の施設に附属する建築物について記入すること。

*2 整備基準については、用途面積2,000㎡以上の集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、飲食店、百貨店等(卸売市場を除く。)、劇場等、展示場並びに体育館、水泳場、ポーリング場その他のスポーツ施設の用途に供する建築物並びに別表第2の2の表で定める公共交通機関の施設に附属する建築物について記入すること。

6 浴室

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
浴室 (1以上(男子用 及び女子用の区分 があるときは、そ れぞれ1以上))	脱衣場及び洗い場の出入口の構造		
	1 有効幅 80cm以上	cm	
	2 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	適・否	
	3 自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
	脱衣場、洗い場及び浴槽における手すり等の適切な配置	適・否	
	操作が容易な水栓器具(1以上)	有・無	
	滑りにくい材料による床面の仕上げ	適・否	
	車いす使用者等の円滑な利用に配慮した洗い場の床面から浴槽の上端までの高さ	適・否	

注 児童福祉施設等、公衆浴場及びホテル等の浴室(寝室又は客室の内部に設けられるものを除く。)について記入すること。

7 更衣室及びシャワー室

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
更衣室及びシャ ワー室 (1以上(男子用 及び女子用の区分 があるときは、そ れぞれ1以上))	更衣室及びシャワー室の出入口の構造		
	1 有効幅 80cm以上	cm	
	2 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	適・否	
	3 自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
	車いす使用者が利用することができる床面積が確保され、かつ、手すり等が適切に配置された更衣用区画及びシャワー区画の設置	有・無	
	操作が容易な水栓器具*	有・無	
	滑りにくい材料による床面の仕上げ	適・否	

注 体育館、水泳場、ポーリング場その他のスポーツ施設について記入すること。

* 整備基準は、車いす使用者が利用することができる床面積が確保され、かつ、手すり等が適切に配置された更衣用区画及びシャワー区画に設置する水洗器具について記入すること。

8 客室

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
客室 (1以上)	出入口の構造 1 有効幅80cm以上 2 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造 3 自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	cm 適・否 適・否	
	車いす使用者用便所の設置*1	有・無	
	車いす使用者の利用に配慮した浴室の設置*2	有・無	
	車いす使用者が円滑に利用できる室内の床面積の確保	適・否	

注 ホテル等について記入すること。

*1 整備基準は、客室の外部に、その客室の利用者の利用に供する車いす使用者用便所が設けられた便所を設ける場合を除く。

*2 整備基準は、客室の外部に、その客室の利用者の利用に供する6の項に定める構造の浴室を設ける場合を除く。

9 客席

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
客席 (1以上)	車いす使用者用の席の設置 (有効幅85cm以上、奥行き110cm以上)	有・無	
	車いす使用者用の席に至る通路の構造 1 有効幅120cm以上 2 高低差がある場合の傾斜路等の設置	cm 有・無	
	傾斜路の構造 1 有効幅120cm以上(段併設の場合90cm以上) 2 勾配1/12以下(高低差が16cm以下の場合1/8以下) 3 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	cm 1/ 適・否	

注 集会場等、劇場等及び体育館、水泳場、ポーリング場その他のスポーツ施設について記入すること。

10 改札口及びレジ通路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
改札口及びレジ通路 (1以上)	有効幅80cm以上	cm	
	車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	適・否	

注 集会場等、博物館等、百貨店等、公衆浴場、劇場等、展示場及び体育館等について記入すること。

11 カウンター及び記載台

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
カウンター及び記載台 (1以上)	車いす使用者の利用に配慮した高さ	cm	
	車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置	有・無	

注 多数の者の利用に供するカウンター及び記載台を設ける場合について記入すること。

12 公衆電話台

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
公衆電話台 (1以上)	車いす使用者の利用に配慮した高さ	cm	
	車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置	有・無	
	公衆電話台に通ずる出入口の構造 1 有効幅80cm以上 2 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	cm 適・否	

注 複数の公衆電話台を設ける場合について記入すること。

13 案内設備等

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
案内設備等	案内設備の設置（次に掲げる場合を除く。）* 1 利用施設又は利用居室等の配置を容易に視認できる場合 2 案内所等から出入口を容易に視認でき、かつ、管理者等が施設利用者を常時誘導できる場合 3 通信設備を設置し、かつ、管理者等が施設利用者を常時誘導できる場合	有・無 適・否 適・否 適・否	
	利用施設又は利用居室等の付近に標識の設置	有・無	
	標識の構造 1 障害者、高齢者等の見やすい位置に設置 2 容易に識別できる内容（日本工業規格Z8210に定められている場合は、これに適合するもの）	適・否 適・否	
	障害者、高齢者等に配慮した高さ、文字の大きさ等（必要に応じて図、記号又は外国語による表示）による案内板等の表示	適・否	
	案内板等への視覚障害者に配慮した設備の設置 1 文字等の浮き彫り 2 音声による案内 3 点字及び前2号に類するもの	有・無 有・無 有・無 有・無	
	視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯の設置	有・無	
	通信設備の操作面前方に水平スペースを確保	有・無	

注 * 整備基準については、自動車の駐車のために供する施設の場合を除く。

14 駐車場

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
駐車場	車いす使用者用駐車施設の設置	有・無	
	車いす使用者用駐車施設の構造 1 利用居室等までの経路の距離ができるだけ短くなる位置に設置 2 幅350cm以上 3 車いす使用者用である旨の立看板等による見やすい方法による表示	適・否 cm 有・無	

注 共同住宅等の共用部分以外の建築物について記入すること。

15 敷地内の通路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
敷地内の通路	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	段の構造 1 手すりの設置 2 回り段を設けない構造 3 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ 4 識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造 5 側面が壁でない場合の立ち上がりの設置	有・無 適・否 適・否 適・否 有・無	
	排水溝へのつえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造の溝ふたの設置	有・無	
	傾斜路の構造 1 手すりの設置（勾配1／12超の傾斜がある部分又は高さ16cm超で勾配1／20超の傾斜がある部分に限る。） 2 傾斜路の色と踊場及び通路等の色との識別	有・無 適・否	

16 視覚障害者利用円滑化経路

整備項目	整備基準		整備状況	摘要		
視覚障害者利用円滑化経路	経路	道等から案内設備までの経路（次に掲げる場合はそれぞれ次に定める経路）*		有・無		
		1	利用施設又は利用居室等の配置を容易に視認できる場合 道等から利用居室等までの経路	適・否		
		2	案内所等から出入口を容易に視認でき、かつ、管理者等が施設利用者を常時誘導できる場合 道等から出入口までの経路	適・否		
		3	通信設備を設置し、かつ、管理者等が施設利用者を常時誘導できる場合 道等から通信設備までの経路	適・否		
		視覚障害者誘導用ブロック又は音声等による誘導設備の設置		有・無		
	構造	敷地内の通路	点状ブロックの敷設	車路と交差する部分に近接する部分	有・無	
				段又は傾斜路の上端に近接する部分（勾配1/20以下の傾斜部分若しくは高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する部分又は段若しくは傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場の部分を除く。）	有・無	
				通信設備に近接する部分	有・無	
		車路等に近接する部分	敷地内の通路の通行者と車が交錯するおそれのない構造 ア 車路等との境界上に構造物を設置する方法 イ 敷地内の通路を車路等と仕上げの材料により区別する方法 ウ その他知事が認めるもの	適・否		
				有・無		
				有・無		
	車路等以外の近接する部分	必要に応じて敷地内の通路の通行者と車が交錯するおそれのない構造	適・否			
案内設備	利用施設又は利用居室等の配置を視覚障害者に示す設備の設置 1 文字等の浮き彫り 2 音声による案内 3 点字及び前2号に類するもの	有・無 有・無 有・無 有・無				
通信設備を設置する場合	案内設備	通信設備の位置を視覚障害者に示す設備の設置 1 文字等の浮き彫り 2 音声による案内 3 点字及び前2号に類するもの	有・無 有・無 有・無 有・無			
		通信設備の付近	通信設備の位置及び通信設備がある旨を視覚障害者に示す設備の設置 1 文字等の浮き彫り 2 音声による案内 3 点字及び前2号に類するもの	有・無 有・無 有・無 有・無		

注 * 学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分並びに自動車の駐車のために供する施設以外の用途について記入すること。

17 授乳場所

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
授乳場所	円滑に授乳及びおむつ替えができる場所の設置	有・無	
	授乳用のいす及び乳幼児用ベッド	有・無	
	出入口又はその付近に授乳場所の表示	有・無	

注 用途面積が5,000㎡以上の集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、百貨店等（卸売市場を除く。）、劇場等、展示場並びに体育館、水泳場、ポーリング場、その他のスポーツ施設の用途に供する建築物並びに別表第2の2の表で定める公共交通機関の施設に附属する建築物について記入すること。

18 券売機

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
券売機 (1以上)	車いす使用者の利用に配慮した金銭投入口及び操作ボタンその他の操作部分の高さ等	適・否	
	金銭投入口及び操作ボタンその他の操作部分並びに操作方法を視覚障害者に示す設備の設置	有・無	
	1 文字等の浮き彫り	有・無	
	2 音声による案内	有・無	
	3 点字及び前2号に類するもの	有・無	
	券売機の前方向又は横方向に水平スペースを確保	有・無	

注 別表第2の2の表に定める公共交通機関の施設に附属する建築物内に設けるものに限る。

整備項目表（公共交通機関の施設）

1 公共交通移動等円滑化経路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要	
公共交通移動等円滑化経路	経路 公共用通路と公共輸送車両等の乗降口との間の経路	有・無		
	段の有無	有・無		
		(有の場合)		
		傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の併設	有・無	
		旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路、エレベーター又はエスカレーターを利用することにより、障害者、高齢者等が旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と公共輸送車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合	有・無	
		管理上の理由によりエレベーターその他の昇降機を設置することが困難な場合	有・無	
	出入口の構造	有効幅90cm以上	cm	
		戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差なし（傾斜路を併設する場合を除く。）	適・否	
	通路等	幅員140cm以上 (構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近と50m以内ごとに車いすが転回できる場所を設置し、幅員120cm以上)	cm	
		戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差なし（傾斜路を併設する場合を除く。）	適・否	
		照明設備の設置	有・無	
	傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の構造	有効幅120cm（階段に併設する場合90cm）以上	cm	
		勾配1/12（高さ16cm以下の場合1/8）以下	1/	
		高低差75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm	
		縁端部への5cm以上の立ち上がり又は側壁の設置	有・無	
	エレベーター	かご及び昇降路の出入口の有効幅80cm以上	cm	
		かごの奥行き135cm以上	cm	

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
	乗降ロビーは高低差なし、有効幅及び奥行きそれぞれ150cm以上	有効幅 cm 奥行き cm	
	かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	有・無	
	かご内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	有・無	
	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	有・無	
	かごの有効幅140cm以上	cm	
	かごは車いすの転回に支障がない構造	適・否	
	かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認できる鏡の設置	有・無	
	かご内に、手すりの設置	有・無	
	かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かごの内外で互いに視認できる構造	適・否	
	多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターの設置（上記規定ほか） *1	有・無	
	かご内に、到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置の設置	有・無	
	かご内及び乗降ロビーの制御装置は、視覚障害者が円滑に操作できる構造 1 文字等の浮き彫り 2 音声による案内 3 点字及び前2号に類するもの	有・無 有・無 有・無 有・無	
	かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有・無	
特殊な構造又は使用形態の昇降機の設置	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの	適・否	
	かごの有効幅70cm以上かつ奥行き120cm以上	有効幅 cm 奥行き cm	
	車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合、かごの有効幅及び奥行きを十分に確保	適・否	

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
	かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かごの内外で互いに視認できる構造	適・否	
エスカレーター	上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置 (専ら一方方向に移動する場合を除く。)	有・無	
	滑りにくい材料による踏み段の表面及びくし板の仕上げ	適・否	
	昇降口において、同一平面上に3枚以上の踏み段	適・否	
	明度差等により踏み段相互の境界を容易に識別できる配色	適・否	
	明度差等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できる配色	適・否	
	上端及び下端に近接する通路に、進入の可否を表示	有・無	
	有効幅80cm以上*2	cm	
	踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造、かつ、車止めの設置*2	適・否	

注 *1 整備基準については、自動車の駐車のために供する施設に設けるものを除く。

*2 整備基準については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

2 通路等

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
通路等	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	段の構造 1 両側への手すりの設置 2 手すりの端部付近への階段の通ずる場所を示す点字の設置 3 回り階段でないこと 4 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ 5 識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造 6 側面が壁でない場合の立ち上がりの設置 7 照明設備の設置 8 高低差 300cm 以内ごとの踏幅 150cm 以上の踊場の設置	有・無 有・無 適・否 適・否 適・否 有・無 有・無 cm	

3 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	両側への手すりの設置	有・無	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	傾斜がある部分と踊場の部分の色が識別しやすい	適・否	
	側面が壁でない場合の立ち上がりの設置	有・無	

4 エスカレーター

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
エスカレーター	行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備の設置	有・無	

5 階段

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
階段	両側への手すりの設置	有・無	
	手すりの端部付近への階段の通ずる場所を示す点字の設置	有・無	
	回り階段でないこと	適・否	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	適・否	
	側面が壁でない場合の立ち上がりの設置	有・無	
	照明設備の設置	有・無	
	高低差300cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm	

6 視覚障害者公共交通移動等円滑化経路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要	
視覚障害者公共交通移動等円滑化経路	経路 通路その他これに類するものであって、公共用通路と公共輸送車両等の乗降口との間の経路を構成するもの	有・無		
	構造	視覚障害者誘導用ブロック又は音声等による誘導設備の設置*	有・無	
		エレベーターの乗降ロビーに設ける制御装置、出入口の案内設備（音声によるものを除く。）、便所の出入口及び乗車券等販売所までの経路への視覚障害者誘導用ブロック等の設置	有・無	
		階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等への点状ブロック等の設置	有・無	

注 * 整備基準については、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の視覚障害者公共交通移動等円滑化経路を除く。

7 案内設備

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
案内設備	公共輸送車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備の設置	有・無	
	移動等円滑化のための主要な設備又は案内板等の設備の付近について、当該設備があることを表示する標識（日本工業規格Z8210に適合するものに限る。）の設置	有・無	
	公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅にあつては改札口）の付近について、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板等の設置	有・無	
	障害者、高齢者等に配慮した高さ、文字の大きさ等（必要に応じた図、記号又は外国語による表示）による案内板等の表示	適・否	
	案内板等への視覚障害者に配慮した設備の設置 1 文字等の浮き彫り 2 音声による案内 3 点字及び前2号に類するもの	有・無 有・無 有・無 有・無	
	視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯の設置	有・無	

8 便所

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
便所 （1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））	便所の出入口付近について、男子用及び女子用の区分等を点字等の方法により視覚障害者に示すための設備の設置	有・無	
	車いす使用者用便所の設置	有・無	
	車いす使用者用便所の構造 1 便房及び便所の出入口の有効幅それぞれ80cm以上	便房 cm 便所 cm	
	2 自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の便房及び便所の出入口の戸	適・否	
	3 便房及び便所の出入口における車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造	適・否	
	4 滑りにくい材料による床面の仕上げ	適・否	
	水洗器具の設置	有・無	
	水洗器具の構造 1 車いす使用者の利用に配慮した高さで、車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置 2 両側への手すり又はこれに類するものの設置 3 操作が容易な水栓器具	有・無 有・無 有・無	
便所出入口付近における車いす使用者用便房を設置している旨の見やすい表示	有・無		
男子用小便器のある便所	床置き式の小便器又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）で、かつ、両側に手すりが適切に配置されているものその他これらに類する小便器の設置（1以上）	有・無	

9 乗車券等販売所等

整備項目	整備基準		整備状況	摘要
乗車券等販売所等 (1以上)	通路等 (1以上)	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
		段の構造		
		1 両側への手すりの設置	有・無	
		2 手すりの端部付近への階段の通ずる場所を示す点字の設置	有・無	
		3 回り階段でないこと	適・否	
		4 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
		5 識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	適・否	
		6 側面が壁でない場合の立ち上がりの設置	有・無	
		7 照明設備の設置	有・無	
		8 高低差300cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm	
	幅員140cm以上 (構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近と50m以内ごとに車いすが転回できる場所を設置し、幅員120cm以上。)	cm		
	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差なし (傾斜路を併設する場合を除く。)	適・否		
	照明設備の設置	有・無		
出入口の構造	有効幅90cm以上	cm		
	戸は、自動的に開閉する構造、その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差なし (傾斜路を併設する場合を除く。)	適・否		
カウンター (1以上)	車いす使用者の利用に配慮した高さ	cm		
	車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置	有・無		
	聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備の設置及びその表示(勤務する者を置かないものを除く)	有・無		

10 券売機

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
券売機 (1以上)	車いす使用者の利用に配慮した金銭投入口及び操作ボタンの高さ等	適・否	
	金銭投入口及び操作部分等並びに操作方法の表示について視覚障害者に配慮した設備の設置 1 文字等の浮き彫り 2 音声による案内 3 点字及び前2号に類するもの	有・無 有・無 有・無 有・無	
	券売機の前方又は横方向に水平スペースを確保	有・無	

11 休憩設備

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
休憩設備 (1以上)	障害者、高齢者等の休憩の用に供する設備の設置	有・無	

12 改札口

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
改札口	有効幅80cm以上 (鉄道駅において公共交通移動等円滑化経路に改札口を設ける場合、1以上。)	cm	
	車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	適・否	
	自動改札機又はその付近に、自動改札機への進入の可否を容易に識別できる方法で表示(鉄道駅において自動改札機を設ける場合)	有・無	

13 プラットホーム

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
プラットホーム	プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、小さいものであること（構造上の理由により当該間隔が大きい場合は、旅客に対する警告設備を設置。）	適・否	
	プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、平らであること	適・否	
	プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面とのすき間・段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、円滑な乗降のための設備を1以上設置	有・無	
	排水のための横断勾配1/100を標準 （ホームドア等が設置された場合を除く。）	1 /	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	ホームドア又は可動式ホームさくの設置*1 （旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあつては、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の設置。）	有・無	
	ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の設置*2	有・無	
	プラットホームの線路側以外の端部にさくの設置（旅客が転落するおそれのない場合を除く。）	適・否	
	列車の接近を文字等により警告する設備の設置及び音声により警告する設備の設置（ホームドア等が設置されている場合を除く。）	適・否	
	照明設備の設置	有・無	
車いす使用者が利用できる部分に通ずる旅客用乗降口の停止する位置を表示（この位置が一定しない場合を除く。）	適・否		

注 *1 整備基準は、発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）について記入すること。
*2 整備基準は、*1の対象となるプラットホーム以外のものについて記入すること。

14 バスターミナルの乗降場

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
バスターミナルの乗降場	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	乗降場の縁端のうち、自動車用場所に接する部分には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者の自動車用場所への進入防止設備の設置	有・無	
	乗降場に接して停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造	適・否	

注 自動車用場所は、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車のために供する場所をいう。

15 旅客船ターミナルの乗降用設備

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
旅客船ターミナルの乗降用設備	車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造	適・否	
	有効幅90cm以上	cm	
	手すりの設置	有・無	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	視覚障害者の水面への転落を防止するためのさく等の設置	有・無	

注 乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所及び着岸する船舶により経路が一定しない部分については、6の項の定めにかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

16 航空旅客ターミナル施設の保安検査場及び旅客搭乗橋

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
航空旅客ターミナル施設の保安検査場及び旅客搭乗橋	保安検査場	車いす使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路の設置	有・無
		通路の有効幅90cm以上	cm
		聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備の設置及び当該設備を保有している旨の表示	有・無
	旅客搭乗橋	有効幅90cm以上	cm
		旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面とのすき間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のための設備を1以上設置	有・無
		勾配1/12以下	1 /
		手すりの設置	有・無
		粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否
		各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上の改札口の有効幅80cm以上	cm

整備項目表（道路）

1 歩道等

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
歩道等	平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い舗装の仕上げ	適・否	
	排水溝へのつえ、車いす等の使用者の通行に支障のない溝ぶたの構造	適・否	
	有効幅員は、歩道については2m以上、自転車歩行者道については3m以上	歩道 m 自転車 歩行者道 m	
	歩道等の形式		
	セミフラット形式を基本とする	適・否	
	歩道等に、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設置	有・無	
	歩道等に設ける縁石は、車道等より15cm以上高 (車両乗入れ部、横断歩道箇所を除く。)	cm	
	歩道等の車道等に対する高さ5cmを標準 (横断歩道に接続する歩道等の部分を除く。)	cm	
	横断勾配2%を標準 (透水性舗装の採用等により排水が図れる場合には、1%以下。)	%	
	縦断勾配5%以下 (沿道の状況等により8%以下。)	%	
	歩道等の巻込部及び横断歩道に接続する歩道等の部分		
	1.5m程度の延長の平たんな区間の設置	m	
	歩道等と車道等との段差2cmを標準	cm	
	必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設 (黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とすること。)	有・無	
	車両乗入れ部の有効幅員のうち、平たん部の幅員 1 m以上	m	

2 横断歩道

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
横断歩道	横断歩道箇所における分離帯は、車道と同一の高さ (分離帯で滞留させる場合は、段差は2cmを標準。)	cm	

3 横断歩道橋等

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
横断歩道橋等	主たる階段が、回り階段でないこと (構造上困難な場合を除く。)	適・否	
	階段、傾斜路及びその踊場における両側への手すりの設置	有・無	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	

整備項目表（公園）

1 園路及び広場

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
園路及び広場	出入口の構造	有効幅120cm以上	cm
		車止めの相互間の間隔90cm以上（1以上）	cm
		出入口からの水平距離が150cm以上の水平面の設置（地形の状況等によりやむを得ない場合を除く。）	cm
		車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造（傾斜路を併設する場合を除く。）	適・否
		粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否
	通路	幅員180cm以上 （地形の状況等によりやむを得ない場合は、通路の末端と50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設置し、幅員120cm以上。）	cm
		車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造（傾斜路を併設する場合を除く。）	適・否
		縦断勾配4%以下（地形の状況等によりやむを得ない場合は、8%以下。）	%
		3%以上の縦断勾配が30m以上続く場合、途中に150cm以上の水平部分の設置	有・無
		横断勾配1%以下 （地形の状況等によりやむを得ない場合は、2%以下。）	%
		粗面又は滑りにくい材料による路面仕上げ、かつ平坦	適・否
		排水溝へのつえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造の溝ぶたの設置	有・無
		縁石の切下げ部分の有効幅員120cm以上、縁石と園路面との段差2cm以下、すりつけ勾配を8%以下	縁石の切下げ部分 cm 段差 cm すりつけ勾配 %
		必要に応じた手すりの設置	有・無
		階段	両側への手すりの設置（地形の状況等によりやむを得ない場合を除く。）
	手すりの端部付近への階段の通ずる場所を示す点字の設置		有・無
	回り階段でないこと（地形の状況等によりやむを得ない場合を除く。）		適・否

整備項目	整備基準		整備状況	摘要
		粗面又は滑りにくい材料による踏面の仕上げ	適・否	
		段を識別しやすい構造	適・否	
		つまずきの原因となるものが設けられていない構造	適・否	
		側面が壁でない場合の立ち上がりの設置	有・無	
	階段を設ける場合の傾斜路の併設 (地形の状況等により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーターその他の昇降機の併設。)		有・無	
	傾斜路 (階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)	幅員120cm以上	cm	
		縦断勾配8%以下	%	
		横断勾配を設けない	適・否	
		粗面又は滑りにくい材料による路面の仕上げ	適・否	
		高低差75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm	
		両側への手すりの設置	有・無	
		側面が壁でない場合の高さ5cm以上の立ち上がり部の設置	有・無	
		傾斜がある部分と踊場の部分の色が識別しやすい	適・否	
	障害者、高齢者等が転落するおそれのある場所へのさく、視覚障害者誘導用ブロックその他の障害者、高齢者等の転落を防止するための設備の設置		有・無	
	屋根付広場等の施設のうちそれぞれ1以上及び公園の設置目的を踏まえ重要と認められる公園施設に接続していること		適・否	

2 屋根付広場

整備項目	整備基準		整備状況	摘要
屋根付広場 (1以上)	出入口の構造	有効幅 120cm以上 (地形の状況等によりやむを得ない場合は、80cm以上。)	cm	
		車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない(傾斜路を併設する場合を除く。)	適・否	
	車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保		適・否	

3 休憩所及び管理事務所

整備項目	整備基準		整備状況	摘要	
休憩所（1以上） 及び管理事務所*1	出入口の 構造	有効幅120cm以上 （地形の状況等によりやむを得ない場合は、80cm 以上。）	cm		
		車いす使用者が通過する際に支障となる段を設け ない（傾斜路を併設する場合を除く。）	適・否		
		戸を設ける場合には、障害者、高齢者等が容易に開 閉して通過できる構造とする	適・否		
	カウンター （1以上）	車いす使用者の円滑な利用に適した構造（常時勤務 する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構 造である場合を除く。）	適・否		
	車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保		適・否		
	便所	濡れても滑りにくい材料による床の表面の仕上げ		適・否	
		障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有す る便房*2 又は便所の設置（1以上）		有・無	
		障害者、高齢者等の円滑な利用に適した便房及び便 所の構造	便房 cm 便所 cm		
		1 便房及び便所の出入口の有効幅それぞれ80cm 以上			
		2 便房及び便所の出入口における車いす使用者が 通過する際に支障となる段を設けない構造		適・否	
3 障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる 構造の便房及び便所の出入口の戸		適・否			
4 車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保 5 腰掛便座及び手すりの設置		適・否 有・無			
水洗器具の設置		有・無			
水洗器具の構造		有・無 有・無 有・無			
1 車いす使用者の利用に配慮した高さで、車いす 使用者が利用しやすい下部空間の設置					
2 両側への手すり又はこれに類するものの設置 3 操作が容易な水栓器具					
便所の出入口における障害者、高齢者等の円滑な利用 に適した構造を有する便房が設けられている旨の標識 の設置*3		有・無			
便所及び便房の出入口における障害者、高齢者等の 円滑な利用に適した構造である旨の標識の設置		有・無			
男子用小 便器のあ る便所	床置き式の小便器又は壁掛式の小便器（受け口の 高さが35cm以下のものに限る。）で、かつ、両側に 手すりが適切に配置されているものその他これらに 類する小便器の設置（1以上）	有・無			

注 *1 多数の者の利用に供する管理事務所について記入すること。

*2 整備基準は、男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所内の便房について記入すること。

*3 整備基準は、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられている便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）について記入すること。

4 野外劇場及び野外音楽堂

整備項目	整備基準		整備状況	摘要
野外劇場及び野外音楽堂	出入口の構造	有効幅120cm以上 (地形の状況等によりやむを得ない場合は、80cm以上。)	cm	
		車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない(傾斜路を併設する場合を除く。)	適・否	
	通路*1	有効幅120cm以上 (地形の状況等によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、有効幅を80cm以上。)	cm	
		車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない(傾斜路を併設する場合を除く。)	適・否	
		縦断勾配4%以下 (地形の状況等によりやむを得ない場合は、8%以下。)	%	
		横断勾配1%以下 (地形の状況等によりやむを得ない場合は、2%以下。)	%	
		粗面又は滑りにくい材料による路面の仕上げ	適・否	
		障害者、高齢者等が転落するおそれのある場所へのさく、視覚障害者誘導用ブロックその他の障害者、高齢者等の転落を防止するための設備の設置	有・無	
	車いす使用者用観覧スペース	車いす使用者用観覧スペースの設置 (野外劇場及び野外音楽堂の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上。)	有・無	
		有効幅90cm以上、奥行き120cm以上	有効幅 cm 奥行き cm	
		車いす使用者が利用する際に支障となる段がない構造	適・否	
		車いす使用者が転落するおそれのある場所へのさくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備の設置	有・無	
		濡れても滑りにくい材料による床の表面の仕上げ	適・否	
	便所	障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便所*2又は便所の設置(1以上)	有・無	

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
	障害者、高齢者等の円滑な利用に適した便房及び便所の構造 1 便房及び便所の出入口の有効幅それぞれ80cm以上 2 便房及び便所の出入口における車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造 3 障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造の便房及び便所の出入口の戸 4 車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保 5 腰掛便座及び手すりの設置	便房 cm 便所 cm 適・否 適・否 適・否 有・無	
	水洗器具の設置	有・無	
	水洗器具の構造 1 車いす使用者の利用に配慮した高さで、車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置 2 両側への手すり又はこれに類するものの設置 3 操作が容易な水栓器具	有・無 有・無 有・無	
	便所の出入口における障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられている旨の標識の設置*3	有・無	
	便所及び便房の出入口における障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造である旨の標識の設置	有・無	
	男子用小便器のある便所	床置き式の小便器又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）で、かつ、両側に手すりが適切に配置されているものその他これらに類する小便器の設置（1以上）	有・無

注 *1 整備基準については、出入口と車いす使用者用観覧スペース及び便所との間の経路を構成する通路について記入すること。

*2 整備基準は、男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所内の便房について記入すること。

*3 整備基準は、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられている便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）について記入すること。

5 駐車場

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
駐車場	車いす使用者用駐車施設の設置* (多数の者の利用に供する駐車場を設ける場合においては、1以上の駐車場に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に1/50を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設置。)	有・無	
	車いす使用者用駐車施設の構造 1 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口又は園路及び広場に近接した場所への設置 2 幅350cm以上 3 車いす使用者用駐車施設又はその付近における車いす使用者用駐車施設である旨の立看板等による見やすい方法による表示	適・否 cm 有・無	
	駐車場内の通路の構造 1 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ 2 段の構造 (1) 手すりの設置 (2) 回り階段でないこと (3) 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ (4) 識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造の段 (5) 側面が壁でない場合の立ち上がりの設置 3 排水溝へのつえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造の溝ふたの設置 4 幅員120cm以上 5 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設置 6 高低差がある場合の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	適・否 有・無 適・否 適・否 適・否 有・無 cm 有・無 有・無	
	傾斜路の構造 1 幅員120cm以上(段を併設する場合は90cm) 2 勾配8%以下(高さ16cm以下の場合には12.5%以下) 3 高低差75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置 4 手すりの設置(勾配8%超の傾斜がある部分又は高さ16cm超で勾配が5%超の傾斜がある部分に限る。) 5 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ 6 縁端部への高さ5cm以上の立ち上がり又は側壁の設置 7 傾斜路の色と踊場及び通路等の色との識別	 cm % cm 有・無 適・否 有・無 適・否	

注 * 整備基準については、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場を除く。

6 便所

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
便所	濡れても滑りにくい材料による床の仕上げ	適・否	
	障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房*1 又は便所の設置（1以上）	有・無	
	障害者、高齢者等の円滑な利用に適した便房及び便所の構造 1 便房及び便所の出入口の有効幅それぞれ80cm以上	便房 cm 便所 cm	
	2 便房及び便所の出入口における車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造	適・否	
	3 障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造の便房及び便所の出入口の戸	適・否	
	4 車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保	適・否	
	5 腰掛便座及び手すりの設置	有・無	
	水洗器具の設置	有・無	
	水洗器具の構造 1 車いす使用者の利用に配慮した高さで、車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置 2 両側への手すり又はこれに類するものの設置 3 操作が容易な水栓器具	有・無 有・無 有・無	
	便所の出入口における障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられている旨の標識の設置*2	有・無	
	便所及び便房の出入口における障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造である旨の標識の設置	有・無	
	男子用小便器のある便所 床置き式の小便器又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）で、かつ、両側に手すりが適切に配置されているものその他これらに類する小便器の設置（1以上）	有・無	

注 *1 整備基準は、男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所内の便房について記入すること。

*2 整備基準は、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられている便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）について記入すること。

7 水飲場及び手洗場

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
水飲場及び手洗場（1以上）	障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造	適・否	

8 掲示板及び標識

整備項目	整備基準		整備状況	摘要
掲示板及び標識	掲示板	障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造	適・否	
		表示された内容が容易に識別できる	適・否	
	標識	障害者、高齢者等に配慮した高さ、文字の大きさ等（必要に応じて図、記号又は外国語による表示）による標識の表示	適・否	
		標識への視覚障害者に配慮した設備の設置 1 文字等の浮き彫り 2 音声による案内 3 点字及び前2号に類するもの	有・無 有・無 有・無 有・無	
		園路及び広場、施設等の配置を表示した標識を設置する場合、園路及び広場の出入口の付近に1以上設置	有・無	

9 改札口

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
改札口 (1以上)	有効幅80cm以上	cm	
	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造	適・否	
	自動改札機又はその付近に、自動改札機への進入の可否を容易に識別できる方法で表示（自動改札機を設ける場合）	有・無	

10 券売機

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
券売機 (1以上)	車いす使用者の利用に配慮した金銭投入口及び操作ボタンその他の操作部分の高さ等	適・否	
	金銭投入口及び操作ボタンその他の操作部分並びに操作方法を視覚障害者に配慮した設備の設置 1 文字等の浮き彫り 2 音声による案内 3 点字及び前2号に類するもの	有・無 有・無 有・無 有・無	
	券売機の前方向又は横方向に水平スペースを確保	有・無	

整備項目表（路外駐車場）

1 駐車場

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
駐車場	車いす使用者用駐車施設の設置	有・無	
	車いす使用者用駐車施設の構造		
	1 幅350cm以上 2 車いす使用者用である旨の立看板等による見やすい方法による表示 3 利用円滑経路の距離ができるだけ短くなる位置へ設置	cm 有・無 適・否	

2 利用円滑化経路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
利用円滑化経路	経路 車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路（1以上）	有・無	
	構造		
	段を設けない構造（傾斜路を併設する場合を除く。）	適・否	
	出入口の有効幅120cm以上	cm	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	段の構造 1 手すりの設置 2 回り段を設けない構造 3 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ 4 識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造 5 側壁が壁でない場合の立ち上がりの設置	有・無 適・否 適・否 適・否 有・無	
	排水溝へのつえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造の溝ぶたの設置	有・無	
	幅員120cm以上	cm	
	50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を確保	適・否	
	傾斜路の構造 1 有効幅120cm以上（階段に併設する場合90cm以上） 2 勾配1/12以下（高さ16cm以下の場合1/8以下） 3 高低差75cm以内ごとの踏幅が150cm以上の踊場の設置 4 縁端部への高さ5cm以上の立ち上がり又は側壁の設置 5 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ 6 手すりの設置（勾配1/12超の傾斜がある部分又は高さ16cm超で勾配1/20超の傾斜がある部分に限る。） 7 傾斜路の色と踊場及び通路等の色との識別	cm 1/ cm 有・無 適・否 有・無 適・否	